

2024年度に高等専門学校4年次に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

（高等専門学校3年生向け）



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを行ってください。
また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

※この冊子では、高等専門学校 4 年次への進級及び大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

※授業料・入学金の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

学校からの指示にしたがって申込みましょう

奨学金の申込みには、在学している学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。間違えて学校へ提出しないよう注意しましょう。

【本冊子の用語】

あなた・・・奨学金を申し込む学生本人

JASSO・・・日本学生支援機構

大学等・・・高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）

※国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校

※短期大学には文部科学省令に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科を含む。

スカラネット・・・インターネットで申込情報の入力・送信や選考結果の確認などを行う専用サイト

マイナンバー・・・マイナンバー法（番号利用法）に基づき国民に交付されている個人番号

受付番号・・・スカラネット入力後に発行される16桁の番号

社会的養護を必要とする人・・・満18歳となる日の前日時点で（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

I 給付奨学金の制度…………… 3～10ページ



給付奨学金の対象となる学校や申込資格など、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度などを確認します。

II 申込内容の確認…………… 11～17ページ



申込みにおいて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、太枠内の設問について記入・選択します。

III 必要書類の準備…………… 18～23ページ



申込みに必要な書類を用意します。

IV スカラネットにて申込情報の入力…………… 24～29ページ



申込情報をインターネット（「スカラネット」）で入力します。
なお、スカラネット入力後一定期間内であれば、申込内容の訂正を行うことができます。

V 書類の提出…………… 30ページ



申込情報の入力が完了したら、必要書類を提出します。

- マイナンバー関係書類…………… JASSOに郵送
- マイナンバー関係書類以外の書類…………… 学校に提出

VI 申込後の審査状況・選考結果の確認…………… 31～32ページ



スカラネットにて審査状況や選考結果を確認することができます。
※確認するためにはスカラネット入力時に使用したID・パスワードが必要です。

VII 進学後の手続き…………… 33～35ページ



進学後に行う手続きについて確認します。

本冊子中の
記号について



：手続き上の注意点です



：記入しましょう



：書類作成・提出に関することです



：スカラネットに関することです

I 給付奨学金の制度

①対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

また、専修学校の「一般課程」、「高等課程」及び「附帯教育」の学生は支援の対象とはなりません。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



(表内の記号の意味) …… ○：支給対象、×：支給対象外、△：支給対象か否かは進学先ごとに異なる。

学校種別・課程		支給の可否
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科（※1）	△
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※2）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※2）	○
	専攻科（※1）	△
	別科	×
専修学校	専門課程（※3）	○
	通信教育課程（※2）	○

（※1）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限り（予約採用ではなく在学採用の対象）。

（※2）通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※3）専修学校高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。



海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

I 給付奨学金の制度 ② 申込資格

2024年度に高等専門学校4年次に進級又は大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 申込時点で高等専門学校3年生の人
- (2) 高等専門学校3年次を修了後2年以内の人(既に4年次に進級した人は含みません)

(注1) 過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

(注2) 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります(下記参照)。

外国籍の人の申込資格

外国籍の人は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

- (1) 「法定特別永住者」(※1)
- (2) 在留資格(※2)が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード(もしくは特別永住者証明書)のコピー」の提出が必要です(※3)。

(※1) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。

(※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。

(※3) 在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の人であり、申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。



- ① 上記以外の在留資格の場合(「家族滞在」や「留学」等)は申込資格がないため採用されません。
- ② 申込資格のない在留資格の人が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、給付を受けることができません。
- ③ 進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すと同時に、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

I 給付奨学金の制度 ③ 選考基準(学力基準・家計基準)

給付奨学金の申込みには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

- (1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること(※2)

(※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績とします。

(※2) 学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



- ① 採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります(34ページ)。
- ② 学力基準を満たしているかの確認は、在籍(修了)されている学校で行います。

I 給付奨学金の制度 ③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

2. 家計基準

あなたと生計維持者（6ページ）について、次の「(1) 収入基準」及び「(2) 資産基準」のすべてに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

(1) 収入基準

支援区分	収入基準（※1）
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※2） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1）収入については、2022年（1月～12月）の収入に基づく2023年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。申込後に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできません。^{★1}

（※2）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※3）支給額算定基準額^{★2} = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)^{★3} (100円未満切り捨て)

★1 申込時の収入等から収入状況に変更が生じていても（2023年分の収入状況は）、審査には考慮しません。

★2 市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★3 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

収入基準に該当するか調べるには

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。



【所得（課税）証明書で調べる】

市区町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。

(2) 資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです（土地・建物等の不動産は含みません）。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）

※退職金は含まれます。

・預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。また貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」

「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	原則父母（2名） ※あなたと別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、 <u>日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）</u> を生計維持者とすることができます。
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

⚠️マイナンバーを提出できない場合

収入基準の審査には、あなたと生計維持者（6 ページ）のマイナンバーを使用するため、JASSO へマイナンバーを提出する必要があります。

（注）個別の事情によりマイナンバーを提出できない方は、代わりとなる書類の提出が必要になります。詳細については、20ページをご確認ください。

【海外居住の方】

2023年1月1日時点で国内に居住していなかった（国内に住民登録がなかった）人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、マイナンバー提出書とは別に、代わりとなる書類（20ページ）の提出が必要です。

マイナンバーの提出がない場合、進学後に給付奨学金を受け続けるためには、同様の代わりとなる書類を進学後も毎年提出する必要があります（20～23ページ）。

【参考】収入・所得の上限額の目安



表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

（例）会社員

（例）自営業者

（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（ひとり親）（★）	207	298	373	135	192	245
(b) 3人	本人、母（ひとり親）（★）、 中学生	221	298	373	147	196	250
(c) 4人	本人、親①（★）、親②（無 収入）、中学生	271	303	378	182	212	287
(d) 4人	本人、親①（★）、親②（給 与所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：147 親②：115	親①：148 親②：155	親①：201 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、親②（パ ート）、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」）、商店・農業自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額

※所得金額…売り上げから経費を差し引いた金額

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減収が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細はJASSOホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



I 給付奨学金の制度

④奨学金の支給金額

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

大学等で給付奨学生として採用され、支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、振り込まれます。

区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円



（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（注2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。



自宅通学・自宅外通学とは

- ・「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります）。
- ・「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。（※1）
なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者は、以下のア～オの要件にかかわらず自宅外月額を申請することができます。
- ・進学届で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます（※2）。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

- ◆ 「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSO ホームページでも併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.htm>



- ※1 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額を支給を受けていた場合、自宅通学となった時点にさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。
- ※2 進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までにJASSOでの書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれる場合があります。

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、本人と生計維持者の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、右表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

区分	（国公立・私立／自宅・自宅外共通）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

3. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免（36ページ）を受ける人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**第一種奨学金の貸与月額が下表のとおり調整されます（これを併給調整といいます）**。

第一種奨学金の月額は、奨学金申込時にあなたが選択することができますが、給付奨学金の支給を受けている期間中は下表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額または増額）されることとなりますので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。

なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校 （昼間部）	第Ⅰ区分	7,900円 （5,600円）	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 （20,700円）	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 （20,000円、35,800円）	20,000円、 33,000円	24,600円 （28,800円）	26,000円
大学 （昼間部）	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 （25,000円）	13,800円	21,700円 （20,000円、30,300円）	19,200円
短期大学 （昼間部）	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 （7,100円）	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 （29,000円）	17,800円	22,900円 （28,500円）	17,400円
専修学校 （専門課程） （昼間部）	第Ⅰ区分	1,900円 （3,800円）	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 （19,500円）	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 （20,000円、35,200円）	24,000円	23,800円 （29,400円）	18,300円

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら進学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（注2）30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

（注3）通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に入学予定の人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細はJASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

（注4）進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなる場合があります。そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、「自宅外通学」へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

⚠ 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなたが国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給が止まります。**

※教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ掲載資料

（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）を参照してください。

※生計維持者が上記の給付金を受けている場合は、該当しません。



I 給付奨学金の制度

⑤奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（34ページ）の提出時期により異なります。

- ・ 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。 進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・ 下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・ 初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・ 進学届の提出時期については進学先までご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日



奨学金振込口座について

奨学金振込口座の名義人氏名と本人のカナ氏名が同一であることが必要です。

II 申込内容の確認

①準備

申込みについて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、太枠内の設問に記入・選択してください。

1. 期限・提出先の確認

予約採用の申込みは、「スカラネット（インターネット）での入力」と「必要書類の提出」により行います。それぞれ、**学校が定めた期限（締切）**までに行わなければなりません。

必ず事前にそれぞれの期限について学校に確認し、忘れないよう記入しましょう。

また、**学校に提出する書類の提出先**も併せて確認し、記入しておきましょう。



● スカラネット入力期限		月	日
● JASSOへ郵送する書類 (マイナンバー提出書)	提出期限	受付番号発行後1週間以内	
● 学校へ提出する書類 (マイナンバー <u>以外</u> の書類)	提出期限	月	日
	提出先	-----	

2. ID・パスワードの確認

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「ユーザID」・「パスワード」
・・・**学校から配付**されます。(学校ごとに異なります)
- 「申込ID」・「パスワード」
・・・**「マイナンバー提出書」に記載**されています(提出書ごとに異なります)。



学校から配付される	ユーザID								
識別番号	パスワード								
「マイナンバー提出書」に 記載	申込ID	Y	D	2	3				
	初期パスワード								
あなたが設定	変更後パスワード								



スカラネットでの申込後、申込内容や選考結果を確認するためには、**申込IDと変更後パスワード**が必要です。

必ず控えておいてください(「マイナンバー提出書」はJASSOに提出してしまいます)。

3. 受付番号の確認

スカラネットで申込入力が完了すると、**16桁の受付番号が発行**されます。奨学金の申込みにあたってあなたを特定する重要な番号になりますので、忘れないようメモしておきましょう。

スカラネット入力完了日	月	日	
受付番号	—	101	—

II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの性別・連絡先を記入 

性別 (任意)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 無回答					
現住所	〒			-		都道府県
電話番号	自宅 (固定)		-		携帯	



①現住所は、奨学金申込時点で住んでいる住所を記入してください（住民票と一致していなくても構いません）。

②提出いただいたマイナンバー（JASSOに直接郵送）に不備があった場合は、スカラネットに登録された連絡先に連絡します（現住所宛に簡易書留による郵送、又は電話番号宛に電話します）。間違いのないように記入しましょう。

●あなたの在籍（卒業）校を記入 

学校名			
学科	（下の表の中から当てはまるものを記入）		
クラス	年	組	出席番号
入学年月	（西暦）		年 月



学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、**学校に確認**してください。

●学科の選択肢

学科	<ul style="list-style-type: none"> ・機械 ・航空 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子 ・工業デザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信 ・環境システム 建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物化学 ・環境デザイン 制御 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築 ・商船学
----	--	--	---	---	---

●JASSOの奨学金の利用経験 

日本学生支援機構奨学金の利用経験	<input type="checkbox"/> はい（ある）	<input type="checkbox"/> いいえ（ない）
奨学生番号（プルダウン部分）	00・01・02・04・07・ 08・09・㊦・㊧・㊨	



都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。

●希望する奨学金の種類  

給付奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
-----------	--------------------------------	---------------------------------

👉「給付奨学金確認書」【様式①】の提出が必要です。

II 申込内容の確認

③世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、1人家族(あなた自身が生計維持者)として扱うとともに、証明書類の提出が必要です。

● 社会的養護を必要とする人の確認、書類提出  

社会的養護	満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)次の施設に入所していた(いる)	
	<input type="checkbox"/> はい(「社会的養護を必要とする人」である) ● <input type="checkbox"/> いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 「はい」を選んだ人は、以下の「入所施設等」と「入所年月」も選択します。 </div>
入所施設等	<input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者等 <input type="checkbox"/> 児童心理治療施設入所者等 <input type="checkbox"/> 里親に養育されている(いた)	<input type="checkbox"/> 児童自立支援施設入所者等 <input type="checkbox"/> 自立援助ホーム入所者等 <input type="checkbox"/> ファミリーホームで養育されている(いた)
入所年月	(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月	



社会的養護を必要とする人に該当する場合は証明書類が必要です

あなたが「社会的養護を必要とする人」に該当する場合には、在籍する児童養護施設等が発行する「在籍証明書」や児童相談所等が発行する「児童(里親)委託証明書」等を提出し、あなたが満18歳となる日の前日時点で(奨学金申込時点にて18歳未満の場合には奨学金申込時点において)施設等に在籍または里親に養育されていることを審査にて確認します。

奨学金申込時点のあなたの年齢によって証明する在籍日等が異なりますので注意してください。

奨学金申込時のあなたの年齢	必要な書類
18歳未満	<u>奨学金申込時点で</u> 児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類
18歳以上	<u>満18歳となる前日時点で</u> 児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類

II 申込内容

③世帯の状況（続き）

● 家族分類チェック表の選択・記入

【家族分類チェック表】にあなたの家族（同一生計の人）を記入してください。

記入欄の説明は次のとおりです。

「①続柄」欄	<p>・ 家族の続柄を記入します。続柄は以下から選択して記入してください。 （注1）「本人」、「父」、「母」についてはあらかじめ印字しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>選択肢</td> <td>「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」</td> </tr> </table>	選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」
選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」		
「②漢字氏名」欄	<p>・ 「父」「母」欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 （注2）親権のある父・母は別居していても原則同一生計と見なします（記入が必要）。 （注3）父（母）の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします（記入が必要）。 （注4）行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できる場合があります。</p> <p>・ 父母以外の家族の氏名を記入します。 （注5）同一生計ではない親族（独立して生活している人（兄弟など））は記入不要です。</p>		
「③年齢」欄	<p>・ 奨学金申込時点の年齢を記入します。</p>		



続柄が「父」「母」以外のあなたと同一生計の家族については、あなた以外に最大 13 人までスカラネットに入力できます。スカラネットに入力しきれない場合には、入力できる範囲まで入力いただければ構いません。

【家族分類チェック表】あなたと同一生計の家族を記入します。 

	①続柄	②漢字氏名		③年齢	①続柄	②漢字氏名		③年齢	
		姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)			姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)		
1	本人			9					
②	父			10					
③	母			11					
4				12					
5				13					
6				14					
7				15					
8				16					
↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける					↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける				

※原則父母2名が生計維持者となるため、あらかじめ○を印字しています。

（注）父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人（1名）が生計維持者となります。（6ページ）

（注）社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。

II 申込内容の確認

④ 生計維持者の情報

● 生計維持者の情報を選択・記入 

15ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力しましょう。

生計維持者人数 (15ページの【家族分類チェック表】で確認した人数を選択)	<input type="checkbox"/> 1名		<input type="checkbox"/> 2名	
	生計維持者①		生計維持者②	
続柄 (注1)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
漢字氏名	姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)	姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)
カナ氏名	姓 (15文字まで)	名 (15文字まで)	姓 (15文字まで)	名 (15文字まで)
生年月日	(西暦)	年 月 日	(西暦)	年 月 日
2023年1月1日時点の生活保護の受給(注2)	<input type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)		<input type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)	



(注1) 続柄は、父・母の2名の組合せ、父又は母を1名、父母以外の人を1名のいずれかの選択になります。
 義父(母)又は養母(父)となる場合は、「父(母)」を選択してください。

(注2) 2023年1月1日時点で生活保護を受給している場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい(受給していた)」を選んでください。

● 資産 

あなた(申込者)と生計維持者の資産を記入しましょう(1万円未満は切り捨て)。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円



資産の範囲については、5ページを参照ください。

● 生計維持者が1人となる理由（生計維持者が父・母2名でない人のみ選択）



生計維持者が1人であると申告した人は、その理由についても申告が必要です。

※社会的養護を必要とする人（14ページ）については選択不要です。

※JASSOでの審査に疑義が生じた場合、理由を証明する書類の提出を後日求める場合があります。

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由
父1名または母1名	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母の離婚等（※）により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計だった。（※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含みます。） <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
父・母以外の親族等	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されていた（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っていた）。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
あなた自身 （独立生計者）	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母・祖父母ともに死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。



・父母が健在で専業主婦（夫）の場合は、**父母2名を生計維持者として申告が必要**です。

・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、**結果の通知が大幅に遅れる場合があります。**

II 申込内容の確認

⑤奨学金振込口座情報

● 公金受取口座の利用

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録している人は、公金受取口座を奨学金の振込先に指定することができます。

公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
-----------	--------------------------------	---------------------------------



「希望します」を選択した場合、原則としてあなたが事前に登録した公金受取口座が奨学金の振込先になります。公金受取口座を利用できない場合は、「進学届」の提出時に口座情報を入力する必要があります。

公金受取口座の詳細については、以下のデジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度について」をご確認ください。

「公金受取口座登録制度について（デジタル庁ホームページ）」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/



Ⅲ 必要書類の準備

①必要書類一覧

申込内容の確認が終わったら必要書類の準備をします。申込みに必要な書類は全員提出が必要な書類、該当者のみ提出が必要な書類があります。

必要となる書類の提出が不足している場合、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

提出	記号	提出する書類		提出する人	コピーの提出	発行元	参照ページなど
JASSOへ提出	A	「マイナンバー提出書」		全員	不可	申込者及び生計維持者が作成	「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）に入っている【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法をよく読み、必要な書類を準備してください。
	B	番号確認書類			可	市区町村	
	C	身元確認書類			可	官公署・学校等	
学校へ提出	D	「給付奨学金確認書」【様式①】		全員	不可 (注)	申込者が作成	19ページ
	E	いずれか1点	特別永住者証明書	該当者 (外国籍の人)	可	出入国在留管理局	12ページ
			在留カード		可		
			住民票の写し		不可		
	F	いずれか1点	在籍証明書	該当者 (社会的養護が必要な人)	可	在籍施設 児童相談所	1・14ページ
			児童（里親）委託証明書				
	G	「マイナンバー代用書類提出台紙」【様式②】		該当者 (マイナンバーを提出できない人)	可	申込者または生計維持者が作成	20ページ
	H	マイナンバー代用書類	2023年度の「所得（課税）証明書」または「非課税証明書」		可	市区町村	20ページ
	I		生活保護受給証明書		可	市区町村	20ページ
J	海外居住者		「年収等の実績計算書」【様式③】		可	申込者または生計維持者が作成	21・23ページ
K			「海外居住者のための収入等申告書」		可		21ページ

(注)「給付奨学金確認書」【様式①】は、様式を両面コピーして使用いただくことはできますが、署名後にコピーしたものは認められません。

一度提出された書類はいかなる理由でも返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。

III 必要書類の準備

② 確認書の記入例

○ 給付奨学金確認書【様式①】の記入例

「給付奨学金確認書」（以下、「確認書」）は、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認、同意を確約する重要な書類です。

また、確認書の裏面は本冊子に記載されている内容です。本冊子をよく読んで理解したうえで、確認書を記入しましょう。



作成上の注意点

次の注意点をよく読んで作成してください。

なお、提出された確認書に不備があった場合、作成し直して再度提出していただきます。

- ① 様式をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ② 黒又は青の**消せないボールペン**で記入してください。
- ③ **住所は省略せず**に記入してください（住民票に関わらず、**現在住んでいる住所**を記入）。
- ④ 署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**おこなってください。
- ⑤ 記入を誤った場合は、**二重線で消し余白に正しく書き直**してください。**訂正印は不要**です。

なお、**修正液や修正テープを使用しないで**ください。

記入例（給付奨学金確認書の例）

受付番号										記入年月日（西暦）									
1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	0	1	-	0	0	0	0	1	2023年	5月
※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。																			
学校名				学年		組		出席番号											
日本学生高等専門学校				3		A		6											
フリガナ				ショウガク マナブ															
氏名				(自署) 奨学 まなぶ															
生年月日				(西暦) 2005年 4月 30日				性別(任意)		男・女									
現住所				〒123-4567				電話番号		080-0000-0000									
国籍又は 在留資格 【該当を ○で囲む】				日本国籍				日本国籍以外		あなたの国籍を選択します。 日本国籍以外の場合は在留資格 ・在留期限等を記入してください									
「日本国籍以外」を選択した人は該当する在留資格を○で囲んでください。																			
①法定特別永住者・②永住者・③日本人の配偶者等・④永住者の配偶者等・⑤定住者(永住の意思がある者に限る)																			
※③～⑤の該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)																			
1		申込者 との続柄		父		フリガナ		ショウガク カズミ		ショウガク イチロウ									
		氏名		奨学 和美		奨学 和美		奨学 和美		記入を誤った場合は二重線で 消し余白に正しく書き直して ください(訂正印不要)。									
		生年月日		(西暦) 1971年 5月 3日															
		現住所		〒123-4567 ※「同上」などで省略不可				電話番号		090-0000-0000									
		現住所		東京都新宿区1-1-92															
2		申込者 との続柄		母		フリガナ		ショウガク カズミ											
		氏名		奨学 和美		奨学 和美		奨学 和美											
		生年月日		(西暦) 1974年 2月 11日															
		現住所		〒123-4567 ※「同上」などで省略不可				電話番号		070-0000-0000									
		現住所		東京都新宿区1-1-92															
		本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)															
本人および生計維持者の資産合計額が基準内であること(本冊子5ページ参照)を確認したうえで確認書を提出してください。																			

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

【様式①】



(JASSO 審査用)

2024 年度 給付奨学金予約用

給付奨学金確認書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2024年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金の貸与を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づく月額（複数あるときは機構の定める額）となることに同意します。

毎年度貴機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

Table with 2 columns: 受付番号 (Application Number) and 記入年月日 (西暦) (Entry Date in Gregorian Calendar). The application number is pre-filled as - 1 0 1 - and the date is blank.

※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。

Main application form for the student. Fields include: 学校名 (School Name), 学年 (Year), 組 (Group), 出席番号 (Attendance Number), フリガナ (Kana), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 性別 (Gender), 現住所 (Current Address), 国籍又は在留資格 (Nationality or Status of Residence), and a section for selecting 'Japan' or 'Foreign' with a list of eligible statuses.

Table for financial information. It lists the applicant and the guarantor (生計維持者) with fields for name, date of birth, and current address. A summary row at the bottom states: 本人と生計維持者の資産の合計額 (Total assets of applicant and guarantor) 2,000万円未満 (less than 20 million yen).

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び進学する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2） 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) ^{★2} (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円	

（注1）自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。自宅外通学の月額は、自宅外通学である証明書類の審査完了後、振り込まれます。

（注2）生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注3）通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

（注4）給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

①学業成績が次のいずれかに該当する場合、「廃止」となり、奨学金の支給が打ち切られます。（学業成績不振が著しい場合や懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

（1）修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合

（2）修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。②に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下の場合

（3）履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると学校が判断した場合

（4）②に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合

②学業成績が次のいずれかに該当する場合、「警告」となります。

（1）修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合（①（2）に該当するものを除く）

（2）GPA（平均成績）等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合

（3）履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると学校が判断した場合

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は採用前に辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。



マイナンバー代用書類 提出台紙

この様式は、海外に居住しているためマイナンバーをお持ちでない人等が、マイナンバーで取得する情報の代わりに必要となる証明書類を提出する場合に使用します。

※マイナンバーカードを作成していない場合は、マイナンバーが記載されている「住民票」や「通知カード」でマイナンバーを提出してください。

※マイナンバーが提出できない場合も、マイナンバー提出書の提出が必要です。

提出できない本人又は生計維持者のマイナンバー欄に、提出できない旨とその理由を記入のうえ、提出してください（20ページ）。

受付番号

- 1 0 1 -

申込者の氏名

マイナンバーを提出できない人 ✓ (チェック) して氏名を記入	マイナンバーの代用書類 (20・21・22ページで該当するものを確認)	提出書類 チェック
<input type="checkbox"/> 申込者本人	令和5（2023）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」【様式③】	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 生計維持者① 氏名： _____	令和5（2023）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」【様式③】	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
	生活保護に係る証明書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 生計維持者② 氏名： _____	令和5（2023）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」【様式③】	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
	生活保護に係る証明書類	<input type="checkbox"/>

※「海外居住者のための収入等申告書」については、1枚の様式に全員分の収入等を申告いただいてもかまいません。JASSOのホームページよりダウンロードして作成してください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html>)

III 必要書類の準備

③マイナンバーを提出できない場合

マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりに証明書類を提出する必要があります。

1. マイナンバー関係書類【JASSOに直接郵送】

● 「マイナンバー提出書」(水色の封筒「マイナンバー提出書のセット」に入っているもの)

マイナンバーを提出できない人は、マイナンバー提出書のマイナンバー欄に「〇〇(提出できない理由)のため提出できません」と記入のうえ(※)、**その他の人は自署し、番号確認書類および身元確認書類を添付して提出します。**

※あなた(申込者本人)が記入してください(下記の記入例をご参考ください)。

● あなたの住民票の写し(コピー可)《あなた(申込者本人)が提出できない場合のみ》

海外居住等のためマイナンバーを提出できない場合

海外居住等のためマイナンバーを提出できない人は、「マイナンバー提出書」のマイナンバー欄に「海外居住のため提出できません」と記入し(※)、

国内にいる申込者本人および生計維持者はマイナンバーを提出します。

※提出できない人の欄はあなた(申込者本人)が記入してください。

※マイナンバーを提出できない場合の必要書類は、21~22ページのとおりで。

ただし、所得(課税)証明書については、2023年1月1日時点で日本国内に居住していなかった(日本国内に住民票がなかった)場合は取得できませんので、代わりに、「収入等に関する追加書類」(21ページ)の提出書類が必要です。

2. マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】(マイナンバーを提出できない人の分のみ)

提出が必要な人	必要な書類
マイナンバーを提出できない人 全員	「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式②】
	「2023年度 所得(課税)証明書」または「2023年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額 海外居住等により(非)課税証明書が取得できない場合 ※2023年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった場合、課税証明書・所得証明書は取得できないため、代わりに、21~23ページで案内している書類を提出してください。
生活保護受給者	「生活保護受給証明書」※2023年1月1日時点で受給していたことがわかるもの



①いずれもコピーでの提出が可能です。

②「2023年度 所得(課税)証明書」または「2023年度非課税証明書」はお住まいの市区町村より発行を受けてください。

③JASSOへマイナンバーを提出した人であっても、提出されたマイナンバーで必要な情報を確認できなかった場合には、後日、上記書類について提出を求める場合があります。

III 必要書類の準備

④ 申込者や生計維持者が海外居住の場合

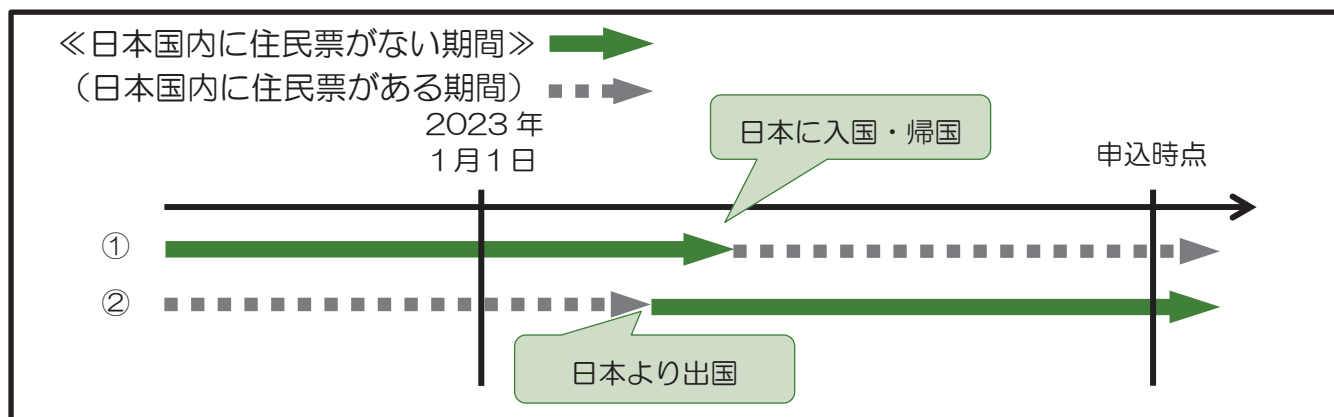
2023年1月1日時点で日本国内に住民票がないため日本国内で住民税が課税されていない場合、マイナンバーで必要な情報が取得できません。この場合は、追加で必要な提出書類があります。

1. 該当する人

2023年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった申込者及び生計維持者



- ① 申込時点で日本へ帰国している場合でも、2023年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった場合（下図の①）は該当します。「2.必要な提出書類」を確認のうえ、書類を提出してください。
- ② 申込時点で日本国内に住民票がなくても、2023年1月1日時点で日本国内に住民票があった場合（下図の②）は該当しません。



2. 必要な提出書類

● マイナンバー関係書類【JASSOに直接郵送】

海外に居住している場合でも、「マイナンバー提出書」に自署することができ、マイナンバーに関する必要な書類が用意できる人は、マイナンバーを提出してください（18ページ【A】【B】【C】）。

● 収入等に関する追加書類【学校に提出】

以下の①～③をすべて提出してください。

① 「年収等の実績計算書」【様式③】（23ページ）

2022年（1月～12月）の収入等の計算過程を明確にするための様式です。必要事項を記入したものを提出します。

② あなた（申込者本人）及びすべての生計維持者の収入等の証明書（22ページ）

①で用意した「年収等の実績計算書」【様式③】にて申告した収入等の証明書類を提出します。書類の詳細については、22ページの「収入等の証明書類（海外居住者）」にて確認してください。

③ 「海外居住者のための収入等申告書」（下部のリンク先よりダウンロード）

2022年（1月～12月）の収入等を申告し、審査に必要な値を算出するための専用ツールです。次のJASSOのホームページよりダウンロードしてパソコン上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内居住者は、課税証明書より必要金額を入力します。

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」（Excel）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html>

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。



III 必要書類の準備

④ 申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

収入等の証明書類（海外居住者）



証明書類	必要書類の詳細	
	2023年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった人	左記に該当しない人 (国内居住の申込者本人・生計維持者)
2022年の収入等の証明書類	<p>2022年（1月～12月）の収入等として該当するいずれかの証明書類（コピー可）の提出が必要です。 （複数該当する場合はすべて） ※いずれも日本語訳を付記してください。</p> <p>・ 給与収入があった場合 2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です。</p> <p>・ 公的年金等の収入があった場合 2022年の1年間の受給金額がわかる通知書等（年金証書等月額が分かるもの）</p> <p>・ 給与・年金以外の所得があった場合 2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の帳簿</p> <p>・ 無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2022年の1年間の無収入の証明書 （無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書）</p>	<p>「2023年度 所得（課税）証明書」または「2023年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載が必要です。</p> <p>① 給与収入額（給与所得がある場合） ② 所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③ 無収入の場合は合計所得金額（0円）</p>
扶養等の証明書類	<p>・ 戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、海外居住者を含む世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの</p> <p>・ ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの）</p>	
障がい者控除の証明書類	<p>（該当する人がいる場合のみ）障害者手帳のコピー等</p>	



- ① 生計維持者が海外で収入を得ている場合は2022年1月～12月の収入証明書類の提出が必要です。
- ② 「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ額面の収入金額（控除前の金額）です。「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ③ 無収入の場合は、**居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込めません。**
- ④ 扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、申告にかかわらず、該当者がいないものとして取り扱います。

III 必要書類の準備

④ 申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

年収等の実績計算書【様式③】の記入例

記入方法（記入例も併せて確認してください）

(1) 「収入分類」欄にあてはまるもの1つに✓をつけてください。また、給与収入の場合には賞与の有無に○をつけてください。

※「給与・年金以外の所得」には、事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得等が該当します。

(2) 「会社名」欄に、(3) 収入月において勤務していた（事業を営んでいた）会社名等を記入してください。就労していない等により無収入であった場合は「無収入」と記入してください。

(3) 「収入月」欄には(1)の収入があった月、又は無収入であった月に○をつけてください。○をつけた期間の証明書類をすべて提出してください。（外国語の書類の場合には簡単な日本語訳をつけてください）

・給与→2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の給与明細書又は勤務先が発行する2022年の年収証明書 等（年収証明書を提出する場合は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です）

・年金→2022年の1年間の受給金額がわかる通知書 等（年金証書等月額が分かるもの）

・給与・年金以外の所得→2022年1月～12月まで（準備できない場合は2022年10月～12月まで）の帳簿 等

・無収入→居住国の公的機関が発行する2022年の1年間の無収入証明書 等

※無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書が必要です。

※無収入の場合で無収入であることの証明ができない場合は申し込むことができません。

(4) 「金額」欄に合計額を記入し、現地の通貨単位を記入してください。

・給与収入・・・給与支払額（税の控除前）の合計を記入（賞与を含む）

・年金収入・・・年金支給額の合計を記入

・給与・年金以外の所得・・・所得（＝売上－経費）の合計を記入

生計維持者の2022年1月～12月までの収入・所得が以下のような場合の例

・2022年1月～7月・・・日本国内に居住し〇〇商店を営み給与・年金以外の所得があった

・2022年8月～9月・・・就労しておらず無収入であった

・2022年10月～12月・・・海外に居住し給与収入があった

SAMPLE

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input checked="" type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を○で囲む	2022年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	(2) 会社名等	〇〇商店	(4) 金額	512,448（通貨単位：日本円）												
②	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input checked="" type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を○で囲む	2022年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	(2) 会社名等	無収入	(4) 金額	0（通貨単位：日本円）												
③	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有 無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を○で囲む	2022年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	(2) 会社名等	XX Motor Co. Ltd	(4) 金額	20,000（通貨単位：US\$）												
④	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）の収入分類に該当する月を○で囲む	2022年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	(2) 会社名等		(4) 金額	（通貨単位：）												

IV スカラネット入力

入力・送信の流れと注意点

申込内容と必要書類の確認が終わった人は、スカラネットにログインし、本冊子の12ページ～17ページにあらかじめ記入した内容を見ながら入力を進めてください。16桁の受付番号が表示されたら入力完了です。

1. 【重要】メールアドレスとメールアプリ等の準備

(1) メールアドレスの準備

申込IDを忘れてしまった場合の申込IDの通知やパスワードを再設定時の認証に使用するため、スカラネットへの初回ログイン時にメールアドレスを登録します。

スカラネット入力（25ページ～27ページ）を行うまでに、利用可能なメールアドレスを準備しましょう。

(2) メールアプリやメールソフトの準備

メールアドレスを登録する際には、入力したメールアドレスにJASSOから「認証コード」を送信しますので、メール受信ができるメールアプリやメールソフトも準備しましょう。

※メールアドレスのドメインやメールアプリ等の指定はありませんが、jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できるようにしてください。

2. 入力前の準備

次の準備ができているか確認しましょう。

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	(1) メールアドレスの準備 ・利用可能なメールアドレスを準備しましたか ・初回ログイン時には jsas@ses.jasso.go.jp より認証コードをメール送信します。受信できるようメールアプリ等の設定を確認してください。
<input type="checkbox"/>	(2) 入力内容の確認 ・本冊子の12ページ～17ページに申込内容の下書きを行いましたか。
<input type="checkbox"/>	(3) マイナンバー提出の準備 ・スカラネット入力完了後1週間以内にマイナンバー関係書類をJASSOへ提出します。必要な書類を準備しましたか。

3. 受付時間と動作環境

- 受付時間 8：00～25：00（24：00～25：00は翌日受付扱い）
（最終締切日の受付時間は8：00～24：00）

- 動作環境 PC・スマートフォン・タブレットのいずれからでも入力が可能です。

OS : Microsoft Windows 10、11

iOS 13以上、iPadOS 13以上、Android 8.0以上

ブラウザ： Microsoft Edge、Mobile Safari、Android用モバイル版Google Chrome

※iOS及びiPadOSはSafari、AndroidはGoogle Chromeにのみ対応しています。

※推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。

- 対応文字 Windows-31J（JIS第一・第二水準を含む）の文字が入力できます。



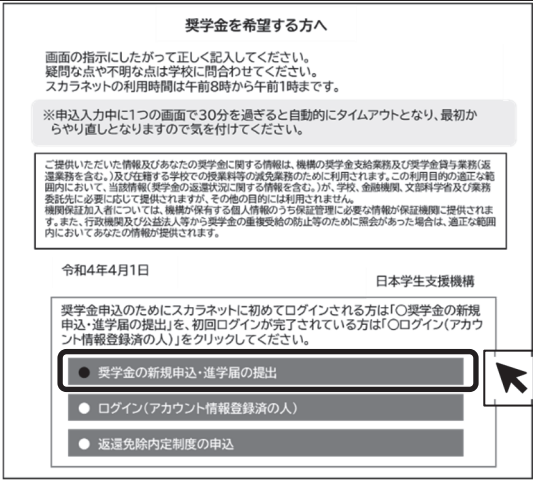
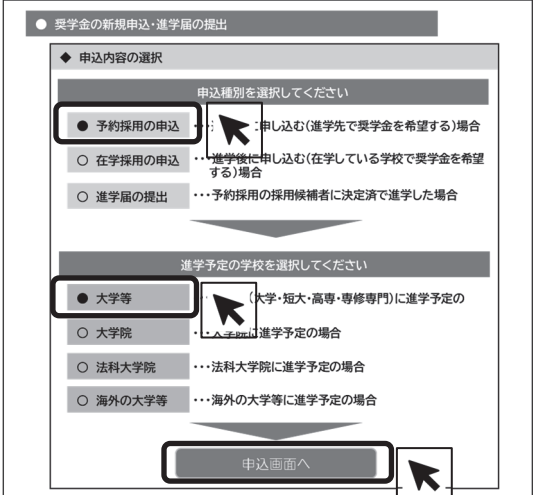
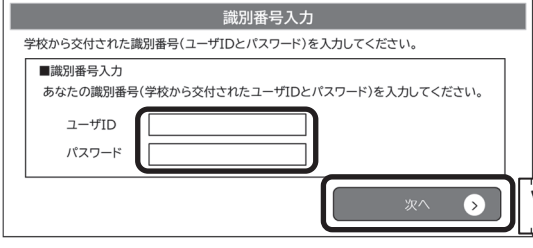
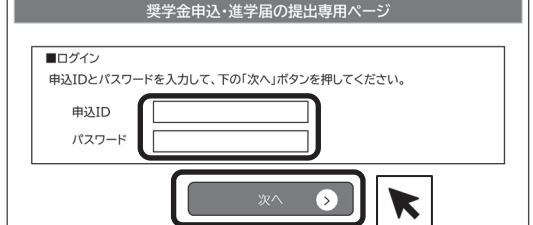
※エラーになった場合は、通用字体に替えて（通用字体が無い場合はひらがなで）入力してください。

IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

3. ログイン（アカウント情報の登録）

(1) はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

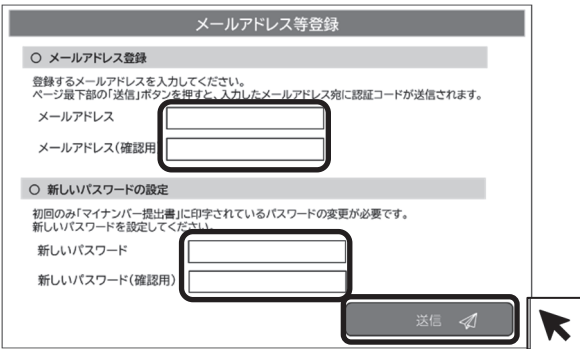
はじめてスカラネットにログインする場合は、最初にアカウント情報の登録を行います。

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）		
①	スカラネットにアクセスします。	次の URL 又は QR コードにてスカラネットのログインページへアクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「奨学金の新規申込・進学届の提出」をクリック  します。	 <p>奨学金を希望する方へ</p> <p>画面の指示にしたがって正しく記入してください。 疑問な点や不明な点は学校に問合せてください。 スカラネットの利用時間は午前8時から午前1時までです。</p> <p>※申込入力中に1つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトとなり、最初からやり直しとなりますので気を付けてください。</p> <p>ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等の減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。 帰国生等加入者については、機構が保有する個人情報のうち安全管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。</p> <p>令和4年4月1日 日本学生支援機構</p> <p>奨学金申込のためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックしてください。</p> <p><input checked="" type="radio"/> 奨学金の新規申込・進学届の提出</p> <p><input type="radio"/> ログイン（アカウント情報登録済の人）</p> <p><input type="radio"/> 返還免除内定制度の申込</p>
③	<p>「◆申込内容の選択」の下にメニューが表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「申込種別を選択してください」にて「予約採用の申込」をクリックします。 次に「進学予定の学校を選択してください」にて「大学等」をクリックします。 最後に「申込画面へ」をクリックします。 	 <p>奨学金の新規申込・進学届の提出</p> <p>◆ 申込内容の選択</p> <p>申込種別を選択してください</p> <p><input checked="" type="radio"/> 予約採用の申込 …… 申し込む（進学先で奨学金を希望する場合）</p> <p><input type="radio"/> 在学採用の申込 …… 進学後に申し込む（在学している学校で奨学金を希望する場合）</p> <p><input type="radio"/> 進学届の提出 …… 予約採用の採用候補者に決定済で進学した場合</p> <p>進学予定の学校を選択してください</p> <p><input checked="" type="radio"/> 大学等 ……（大学・短大・高専・専修専門）に進学予定の場合</p> <p><input type="radio"/> 大学院 …… 大学院に進学予定の場合</p> <p><input type="radio"/> 法科大学院 …… 法科大学院に進学予定の場合</p> <p><input type="radio"/> 海外の大学等 …… 海外の大学等に進学予定の場合</p> <p>申込画面へ</p>
④	学校から渡された識別番号とパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。	 <p>識別番号入力</p> <p>学校から交付された識別番号（ユーザIDとパスワード）を入力してください。</p> <p>■ 識別番号入力</p> <p>あなたの識別番号（学校から交付されたユーザIDとパスワード）を入力してください。</p> <p>ユーザID <input type="text"/></p> <p>パスワード <input type="password"/></p> <p>次へ</p>
⑤	マイナンバー提出書に記載されている申込IDと初期パスワードを入力し、「次へ」をクリックします。	 <p>奨学金申込・進学届の提出専用ページ</p> <p>■ ログイン</p> <p>申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。</p> <p>申込ID <input type="text"/></p> <p>パスワード <input type="password"/></p> <p>次へ</p>

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

⑥ あなたのメールアドレスと新しいパスワードを入力したら、「送信」をクリックします。
登録したメールアドレス宛に「認証コード」が送信されます。

※あなたが設定したパスワードは忘れないように、必ず11 ページにメモしておきましょう。



●登録するメールアドレスについて

- ・申込IDやパスワードを忘れた場合の、申込IDの通知やパスワード初期化の認証に使用されます。
- ・「送信」をクリックすると入力したメールアドレスに認証コードが送信されます。迷惑メール設定をしている場合は認証メールが届かない可能性があります。jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できるようにしてください。

●パスワードの管理について

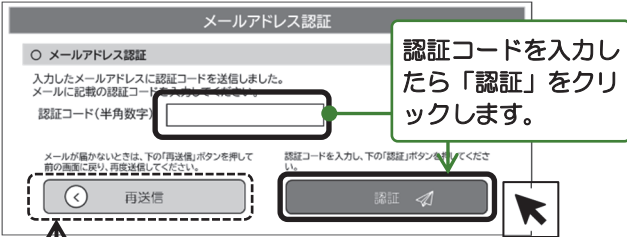
- ・第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。
- ・第三者にパスワードを教えないでください。
- ・第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。

●パスワードの作成条件

- ・半角の英字、数字を含む組合せであること。
- ・8～16文字以内であること。
- ・申込IDと異なる文字列であること。
- ・現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

⑦ ⑥で登録したメールアドレスに認証コードが送信されます。スカラネット入力画面へ戻り、届いた認証コードを入力し「認証」をクリックします。

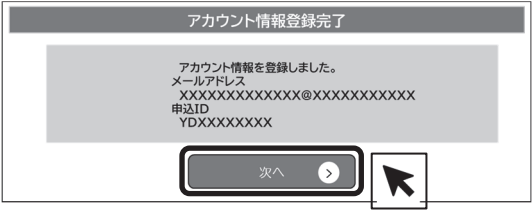
※認証コードの有効期限は送信ボタンをクリック後30分間です。
30分経過後は認証コードが無効になりますので、①から入力をやり直してください。



⚠ **メールを受信できない場合**

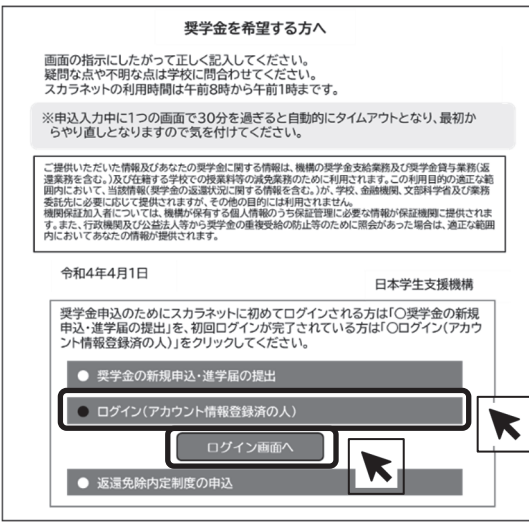
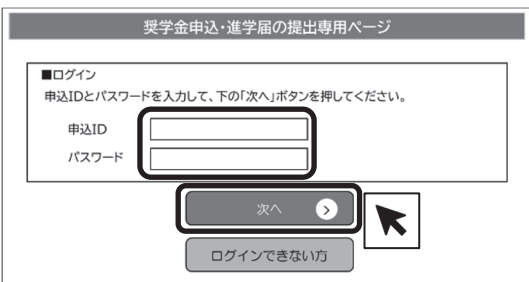
- ・「再送信」をクリックします。
- ・⑥の画面に戻ります。メールアドレスに誤りがないこと、jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できる設定になっていることを確認のうえ、「送信」をクリックします。

⑧ 右図のアカウント情報登録完了画面が表示されたら、アカウント情報の登録完了です。「次へ」をクリックすると「メインメニュー」に移動します。



(2) アカウント情報登録後にスカラネットへログインする場合

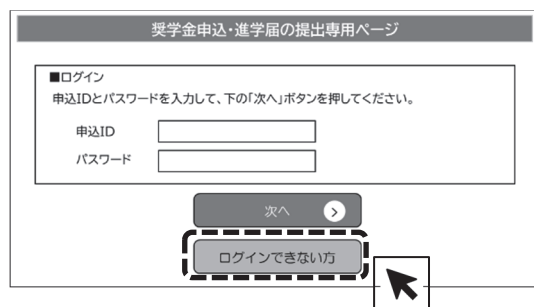
アカウント情報を登録済の場合は、次の手順でスカラネットにログインします。

●アカウント情報登録後にスカラネットへログインする方法		
①	スカラネットにアクセスし ます。	次の URL 又は QR コードにてスカラネットのログインページへ アクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/
②	「ログイン（アカウント情報登 録済の人）」をクリックすると表 示される「ログイン画面へ」をク リックします。	 <p>奨学金を希望する方へ</p> <p>画面の指示にしたがって正しく記入してください。 疑問な点や不明な点は学校に問合せてください。 スカラネットの利用時間は午前8時から午前1時までです。</p> <p>※申込入力中に1つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトとなり、最初からやり直しとなりますので気を付けてください。</p> <p>ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等の減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。 借前保証人等については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の事後受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。</p> <p>令和4年4月1日 日本学生支援機構</p> <p>奨学金申請のためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申請・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックしてください。</p> <p>● 奨学金の新規申請・進学届の提出 ● ログイン（アカウント情報登録済の人） ログイン画面へ ● 返還免除内定制度の申請</p>
③	申込IDとアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。 ※ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックし、パスワード再設定等を行ってください。	 <p>奨学金申請・進学届の提出専用ページ</p> <p>■ログイン 申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。</p> <p>申込ID <input type="text"/> パスワード <input type="password"/></p> <p>次へ ログインできない方</p>

！ スカラネットログイン用の申込ID・パスワードを忘れた場合

スカラネットへログインするためには、あなたが本冊子 11 ページにメモをした「申込ID」と「パスワード」が必要です。

万が一、忘れてしまった場合は 26 ページであなたが設定したメールアドレスを使って申込IDを確認したり、パスワードの再設定を行うことができます。



奨学金申請・進学届の提出専用ページ

■ログイン
申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID
パスワード

次へ
ログインできない方

スカラネットのログイン画面（奨学金申請・進学届の提出専用ページ）にある「ログインできない方」をクリックして、申込IDの確認やパスワード再設定を行うための画面へ進んでください。

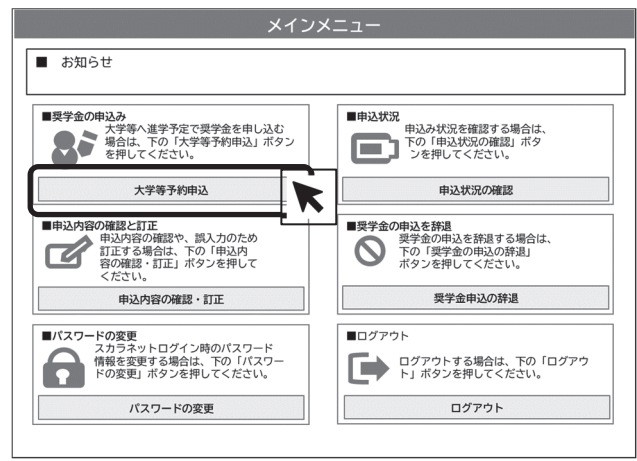
IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

4. 入力・確認・送信

スカラネットにログインするとメインメニューが表示されます。

メインメニューの左上にある「大学等予約申込」をクリックすると、奨学金申込入力画面へ進むことができますので、あらかじめ本冊子の12～17ページに記入した内容を見ながら、入力します。

入力画面は1画面あたり30分以内の制限時間を設けていますので注意してください。



※ 画面は開発中のものであり、今後予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

入力内容の一時保存について

入力途中で一時保存し、後日入力を再開することも可能ですが、一時保存状態のままスカラネット入力期限が経過した場合には奨学金申込を辞退したものと取り扱いますのでご注意ください。

5. 受付番号の確認・メモ

正常に送信が完了すると「申込完了」画面が表示されたら、画面上に「受付番号」が表示されます。この番号は提出する書類に記入が必要となる重要なものですので、11ページにメモしておきましょう。

正常に送信が完了すると受付番号が表示されます。忘れずにメモしておいてください。

あなたの受付番号は **19999000-100-00001** です。
受付番号は問い合わせの際に必要となります。

「申込内容の印刷」をクリックすると、印刷用画面が表示されます。


申込内容を表示している場合、右の「申込内容の印刷」を押してください。

確認書の提出	提出しました（します）
「マイナンバー提出書」に印字されている申込ID	YDXX123456
① - あなたの氏名・誓約情報	
あなたの漢字氏名	機構太郎

画面に表示されている申込ID（YDで始まる10桁のID）とお手元の「マイナンバー提出」に印刷されている申込IDが一致していることを必ず確認してください。

IV スカラネット入力

入力・送信の流れと注意点（続き）

6. 入力内容に誤りがあった場合 

スカラネットに誤って入力した場合は、再度スカラネットにログインすることで申込内容の訂正を行うことが可能です。下表のとおり訂正可能な項目は受付番号発行後の経過期間によって異なりますので注意してください。

なお、奨学金は申込時点の状況で審査・選考を行いますので、申込後に変更となった内容については、訂正する必要はありません。

項目・訂正内容	訂正期間A (受付番号発行日の翌日から 5日間) (注1)	訂正期間B (訂正期間Aの経過後から JASSOでの審査完了まで) (注2)
あなた自身の情報・家族に関する情報等 ※申込時点で入力を誤った場合：訂正手続きが必要 申込後に変更となった場合：訂正手続き不要	訂正可	一部訂正可
公金口座の登録	訂正可	訂正可



(注1) 受付番号が発行された日の翌日から5日間は全ての項目の訂正が可能です。

(注2) 訂正期間Bでは、JASSOでの審査が完了するまでの間に限り、一部項目の訂正が可能です。訂正可能な項目については、スカラネットにログインして確認することができます。なお、訂正可能な項目でもJASSOでの審査により訂正が認められない場合があります。あらかじめご了承ください。



生計維持者の氏名に誤りがあった場合

スカラネットで入力した生計維持者とマイナンバー提出書で提出した生計維持者の氏名に相違がある場合、不備となります。その際には、スカラネットに登録されたあなたの連絡先へのお電話又は書面にて正しい情報の確認をさせていただきます。

入力内容に誤りがある場合は、スカラネットより申込内容の訂正を行ってください。

なお、訂正内容の反映には時間を要する場合があります。すでに訂正を行っていても、JASSOより不備の連絡をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

V 書類の提出




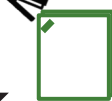

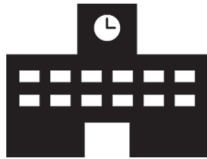
書類提出の準備と注意点

1. 受付番号の記入  

提出する書類の「受付番号」欄に、11ページに控えておいた「受付番号」を記入します。

2. 書類の仕分け・封入・提出 

「マイナンバー関係書類」と「マイナンバー関係書類以外の書類」に仕分け、提出します。

	マイナンバー関係書類	マイナンバー関係書類以外の書類
① 書類の仕分け	(全員提出が必要な書類) ● 「マイナンバー提出書」 ● 身元確認書類 ● 番号確認書類 (該当する場合のみ提出が必要な書類) ○ 申込者本人の住民票	(全員提出が必要な書類) ● 「給付奨学金確認書」【様式①】 (該当する場合のみ提出が必要な書類) ○ 「確認書」の署名に関する追加書類 ○ 申込者本人の在留資格に関する証明書類 ○ 社会的養護に関する証明書類 ○ マイナンバーに代わる提出書類 ○ 海外居住者の追加書類
	 マイナンバー提出専用封筒 (水色)に封入 	 上の順に重ねて複数枚になる場合は左上1点ホチキス留め ※提出書類が「給付奨学金確認書」【様式①】のみの場合は、ホチキス留め不要です。 
② 提出	郵便局から簡易書留で JASSO に提出 	学校に提出 
	期限：スカラネット入力後1週間以内	期限：学校の定める期限



※マイナンバーの提出方法の詳細は、「マイナンバー提出書のセット」(水色の封筒)に入っている

【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法(説明資料)を確認してください。

※誤って「マイナンバー関係書類を学校へ提出」したり、「マイナンバー関係書類以外の書類をJASSOへ郵送」するなど、提出先を誤った場合にはそれぞれ再提出が必要となります。

これで、申込み手続きはすべて完了です。

JASSO で審査・選考をおこない、結果を学校に送付します(結果は学校から受け取ります)。

VI 申込後

申込内容・審査状況・選考結果の確認

1. 申込内容や審査状況の確認



申込後（受付番号発行後）にスカラネットへログインすることで申込内容や審査状況などを確認することができます。

あなたが提出した書類の審査についての受付状況などについてもこちらから確認することができます。



スカラネットログイン用のIDとパスワードを忘れてしまった場合の対応方法については、27ページを参照してください。



※ 画面は開発中のものであり、今後予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 提出書類等に不備がある場合

あなたが提出した書類に不備や不足があったり、JASSOでの審査において申告内容に疑義が確認された場合には、次のとおりJASSOからあなたへ照会します。

照会には回答期限を設けています。**期限までに回答を確認できない場合・不備が解消されない場合には不採用として結果を通知する場合があります**ので、照会内容を確認のうえ、必ず期限までに回答を提出してください。

● マイナンバー関係書類に不備がある場合



JASSOからあなたへ直接照会を行います。あなたがスカラネットに登録した住所へ簡易書留で照会票を郵送します。照会票には不足している書類等を記載していますので、書類をととのえて期限までに提出してください。

また、マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）より、直接あなたに電話にて照会を行う場合もあります。

● マイナンバー関係書類以外の書類に不備がある場合やスカラネット申告内容に疑義がある場合



JASSOから奨学金を申し込んだ高等専門学校を通して照会票を郵送します。不足している書類等を案内しますので、書類をととのえて期限までに提出してください。



提出先は照会票にてご案内します。なお、マイナンバー関係書類とは提出先が異なります。提出先を誤って郵送した場合、書類の再提出が必要となります。

VI 申込後

申込内容・審査状況・選考結果の確認（続き）

3. 選考結果の確認

JASSOではあなたのスカラネットでの申告内容や提出書類について審査を行い、選考できる状態になった人から順次選考を行います。

なお、提出された書類等に不備がある場合には、結果の通知時期が大幅に遅れる場合がありますので、あらかじめご留意ください。

● 選考結果の通知時期

奨学金の申込時期により異なりますので、学校へ確認してください。

● 選考結果の確認方法

予約採用の申込みを行った高等専門学校を通して「採用候補者決定通知」又は「選考結果通知」を交付します。また、スカラネットから選考結果を確認することもできます。

「採用候補者決定通知」は進学時の手続きに必要になりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。

● 誤って「採用候補者決定通知」を紛失してしまった場合

学校を通して交付する「採用候補者決定通知」の再発行はできません。

ただし、スカラネットから簡易版の通知を印刷することができますので、万が一紛失してしまった人はスカラネットから簡易版の印刷を行い、進学先等での手続きに利用してください。

奨学金が不要になった場合

決定した奨学金は必ず利用しなければならない訳ではありません。不要になった場合は進学時の手続きを行わなければ辞退したものと扱います。

なお、どうしても申込手続きをやめたい場合はスカラネットにて申込辞退の手続きを行ってください。

※申込みを辞める場合でも、一度提出された書類の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

VII 進学後の手続き

① 申込みから支給終了までの流れ

進学前

申込者

春～ 申込み

高等専門学校から必要書類を受け取り、提出期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要書類を高等専門学校に提出します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申し込み後、1週間以内あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類を「提出用封筒」を使用して JASSO に簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等専門学校を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

採用候補者

進学後

春 進学（2024年4月以降）

○ 「進学届」の提出
インターネットで「進学届」を提出します。

○ 採用決定、奨学金の振込開始
「進学届」の提出確認後、奨学金の振込みが始まります。

（毎月の奨学金の振込み）

- 在籍報告（毎年：4月、10月）
- 適格認定（家計）（毎年秋）
- 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）
- 適格認定（学業成績等）（毎年学年末★）

※奨学金支給中も、マイナンバーにより取得した収入・所得の情報等による支援区分の見直しを行います

★修業年限が2年以下の短大・専修学校（専門課程）等については毎年学年の半期ごとに行います。

※適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給されなくなったりする可能性があります。

支給終了（卒業）

奨学生

（奨学金支給中）



給付奨学生採用後の新規申し込みの制限について

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が打ち切られた場合、他の大学等に再入学した際に再度新たに給付奨学金に申し込むことはできませんのでご注意ください。

VII 進学後の手続き

② 進学後の手続き

1. 「進学届」の提出

進学後（2024年4月以降）、インターネット（スカラネット）より「進学届」を提出します。自宅外月額
の支給を受ける者は、「自宅外通学であることの証明書類」を進学先に提出します。



- ① 採用候補者となっても「進学届」を提出しなければ給付奨学生として採用されません。
- ② 自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金を確認できるまで、支給の再開はできません。

2. 適格認定（家計）【毎年】

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）
や、あなたが報告した資産額が、家計基準（5ページ）を満たしているかをJASSOが確認します。



- ① 確認の結果、支援区分が見直されることにより、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。
- ② 事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、収入に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在學校により学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する
判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給が打ち切られることがあります。（学業成績が著しく不振となった場合や、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- (1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 取得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア：確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ：社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告【毎年】

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的（毎年4月、10月）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがありますので、入力準備用紙等を学校に確認のうえ、期限内に報告するようにしてください。

5. 給付奨学金継続願の提出【毎年】

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じてJASSOへ提出します。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って、提出することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがありますので、提出期限を在 schools に確認のうえ、期限内に提出するようにしてください。

なお、継続を希望しない場合、給付奨学金の振込みは止まりますが、給付奨学生としての認定は受け続けることとなります。そのため、在籍報告や次年度の給付奨学金継続願の提出が必要です。また、第一種奨学金を併せて利用している場合は、貸与月額が調整され続けます。

※その他必要な手続きについては、採用候補者となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。
※あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。



認定の取り消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。

ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取り消しを願い出すことができます。なお、採用後、申込情報に誤りがあると判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

参考資料

授業料等の減免について

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校に問い合わせてください。

申請～認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に学校で募集を行います。申請時期は各学校で定めているため、進学後、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです（3ページ）。

3. 減免額（年額）

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額（年額）となります。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		入学金	授業料	入学金	授業料
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
	第Ⅱ区分	56,400円	156,400円	86,700円	466,700円
	第Ⅲ区分	28,200円	78,200円	43,400円	233,400円
大学	第Ⅰ区分	282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)
	第Ⅲ区分	94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
短期大学	第Ⅰ区分	169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)
	第Ⅲ区分	56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)
	第Ⅱ区分	46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)
	第Ⅲ区分	23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)

(注1) 「入学金」の減免は、入学後3ヶ月以内に在学期に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(注3) 私立の大学、短大、専修学校（専門課程）の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専修学校（専門課程）においては、通信課程は現在開講されていません）。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

参考資料 授業料等の減免について（続き）

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じです（4～5 ページ）。

5. 申請手順等

進学先の学校から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、学校へ提出します。

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）【毎年】

支援期間中は、毎年、家計基準（5ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです（34ページ参照）。



確認の結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです（34ページ参照）。

3. 継続願の提出【毎年：2回】

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学している学校が定める継続願を学校へ提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

※給付奨学金継続願の届出（35ページ）とは異なります。

MEMO

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご活用ください。



● お知らせ

現在、国において、多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等への支援の拡大として、修学支援新制度における現行の3段階の支援区分に加え、新たに4番目の支援区分を設けることの検討が行われています。令和6年度以降に予定される修学支援新制度の拡充に関する情報については、改めてホームページでお知らせする予定です。



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。